

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



ひとりりで悩まないで

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間



市ホームページID.1003526

問い合わせ 市民活動課男女共同参画係（市庁舎3階、☎65・4134）

女性に対する暴力をなくす運動 パネル展

期間 11月12日(土)～25日(金)、8時45分～19時
(土・日曜日、祝日は10時～17時)

場所 市民ホール
(市庁舎1階)

講座も開催します。
詳しくは8頁をご覧ください。



配偶者からの暴力(DV)、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。

市では、国の運動期間に合わせて、パネル展を毎年開催しています。この運動をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。

パープルリボン運動



パープルリボン運動とは、女性に対する暴力や虐待への関心を促すための運動です。

し、暴力根絶を訴える運動です。パープル(紫色)のリボンなどには、女性に対する暴力根絶と被害者へ「あなたはひとりではない」というメッセージが込められています。

パネル展会場でもパープルリボンを用意していますので、皆さんもこの機会に、パープルリボン運動に参加してみませんか。

市では、女性に対するさまざまな暴力の相談を受け付けています。ひとりでも悩まず、安心して相談してください。

帯広市の女性相談窓口



女性相談サポートライン ☎65・4230

場所 市民活動課(市庁舎3階)
受付時間 平日8時45分～17時30分(年末年始を除く)

市民相談「女性相談の日」 ☎65・4200

場所 市民相談室(市庁舎1階)
受付時間 毎週木曜日8時45分～17時30分(祝日・年末年始を除く)

表1 火災発生状況

	帯広市	全国(概数)
総出火件数	44件	3万5077件
住宅火災	15件	1万656件
総死者数	3人	1400人
住宅火災による死者数	3人	913人

表2 帯広市の住宅火災被害状況

	設置あり		設置なし・不明
	作動あり	作動なし	
死者数	0人	1人	2人
焼損床面積	0.3㎡	43.3㎡	47.3㎡
損害額	3千円	4799千円	1477千円

(焼損床面積および損害額は、各項目の火災1件当たりの平均)

帯広市の被害状況を見ても、住宅用火災警報器を設置し、作動した場合、死者が0人で、また、設置なし、作動なしの場合に比べ、焼損床面積などの被害軽減に大きな効果があると言えます。(表2)

住宅用火災警報器のおかげ！ 火災を未然に防げた事例

事例1

台所のガスこんろで鍋を温めているのを忘れて居間でテレビを見ていたところ、台所の住宅用火災警報器が作動した。確認すると煙が充満していたため、消防に通報した。鍋を焦がしただけで建物には燃え移らなかった。(令和4年・道内)

事例2

電子レンジで離乳食を温め、10分ほどソファで休んでいたところ、住宅用火災警報器の警報音に気づき、電子レンジから煙が出ているのを発見し、消防に通報した。発煙のみで火災に至らなかった。(令和4年・道内)



逃げ遅れによる死者の多くは、をいち早く感知し、火災が発生したことを知らせる、住宅用火災警報器は、火災の被害を最小限に抑えるために欠かせません。

住宅用火災警報器の効果

帯広市でも、令和3年に発生した住宅火災による死者は、いずれも住宅火災によるものでした。(表1)

火災死者の約7割は住宅で発生

住宅用火災警報器の設置と点検

令和3年に全国で発生した住宅火災は、総出火件数の約3割ですが、その死者数は火災による総死者数の約7割に上っています。

十勝は、住宅用火災警報器の設置率が78%であり、全国平均の84%を下回っています。

住宅用火災警報器は、すべての住宅に設置が義務付けられています。現在、設置していない場合は、早急に設置してください。設置後は、半年に1回点検しましょう。

問い合わせ 26・9124 担当課帯広市総務部消防課 (西6南6、消防庁舎3階、☎)

住宅用火災警報器 交換のおすすめ
10年たったなら、とりかえろ。

私たちの命を守る 住宅用火災警報器

住宅防火の切り札



発火事故をなくすために

小型充電式電池などの分別にご協力を



市ホームページID.1002769

問い合わせ 清掃事業課(西24北4、☎37・2311)

小型充電式電池などが原因とみられる発火事故が、全国で多発しています。くりりんセンターでも、昨年度10件の発火事故が発生しました。

こうした火災を起こす危険性から、従来「燃やさないごみ」として収集していた①ライター類、②加熱式たばこ・電子たばこ、③小型充電式電池・モバイルバッテリーを「有害危険ごみ」として、透明または半透明の袋に入れて出していただく必要があります。

出し方 「有害危険ごみ」として、ご協力ください。

収集日 燃やさないごみの収集日(一週間おきの水曜日)

有害危険ごみを出すときは、こちらに注意！

①ライター類

ガスが残っていても、使い切らずにそのまま出してください。



ライター類とは、使い捨てライター・電子ライター・ガスライター・ターボライター・オイルライターでござる。



②加熱式たばこ・電子たばこ

「Ploom」「glo」は、日本たばこ協会のリサイクル協力店にお持ち込みください。

③小型充電式電池^{*1}・モバイルバッテリー

携帯電話のバッテリーは、携帯電話ショップにお持ち込みください。JBRC会員企業製品は、リサイクル協力店にお持ち込みください。

ショートによる発火事故の恐れがあるので、金属端子部分にテープを貼るでござる。



*1 小型充電式電池とは、充電して繰り返し使える電池のことで、以下のようなマークがついています。



*②③は、リサイクル協力店で回収されないものが収集対象です。